

大学予算削減も追い打ち

高騰続ける学術電子ジャーナル

科学新聞

週刊
(金曜日発行)
発行所 科学新聞社
本社 (〒105-0013)
東京都港区浜松町1-2-13
電話 03-3434-3741
FAX 03-3434-3745
mail:edit@sci-news.co.jp
振替 00170-8-33592
購読料 1ヵ月
2,160円 (消費税込)

日本中性子科学会年会

5面

物性グループが緊急アピール

「国家的規模の緊急事態」 購読困難解消へ環境整備を

研究者にとって欠かせない学術雑誌の電子版「電子ジャーナル」の購読が、国家的規模の緊急事態に陥っていると、物理学者1000人以上が参加する団体の物性グループが、11月27日に記者会見を開いて緊急アピールした。世界の学術雑誌の購読価格は、この20年間年平均7%という高率で高騰を続けている。そこへきて、国立大学などの大学予算は近年削減の方向に傾いており、研究と教育に携わる研究者が学術電子ジャーナルを購読できない状態になってきている。今回の緊急アピールでは、研究者誰もが学術電子ジャーナルに平等にアクセスして閲覧できる環境を整備することが必要だとし、すでにこの問題の対応のための組織された大学図書館コンソーシアム連合(JUSTICE)の機能・権限を、飛躍的に強化した「包括的学術誌コンソーシアム」へと発展させることや、これまでの学教予算の枠組みを超えて、安定購読のために必要な予算の財源確保が検討されること、そうした環境整備の実現目標が、次の第5期科学技術基本計画の中で明示される必要があることを提言した。

緊急アピールの会見には、また研究機関と社会をつなぐ重要なコミュニケーションツールでもある。そして今日では、ほぼ全ての学術雑誌が従来の紙ベースからWeb版の電子ジャーナルへと移行してきており、購読・アクセス環境が確保できなければ、世界のどこにいても、直ぐに最新情報を共有することができず時代にならなってしまう。そのため、どの分野の研究者にとっても、最新の正しい情報を基に教育・研究や様々な社会貢献の活動を行うには、学術電子ジャーナルに平等にアクセスして閲覧できる環境が必要不可欠にわたり、デフレ下に置かれてきた日本の平均的な物価上昇をはるかに上回る凄まじいものである」と、石田物性委員長らは指摘している。

これに対し、全大学の学術電子ジャーナル購入支出は約230億円(2012年度実績)の規模で、年々負担額は増えている。にもかかわらず、契約できる基幹的な学術電子ジャーナルのタイトル数(学術雑誌の種類数)は大幅に減少してきており、それでもなお価格の値上げが続くという悪循環に陥っている。研究機関によっては、それぞれの分野において世界中で最も

ナル高騰問題は、文科省や日本学術会議でも大問題として取り上げられ、日本独自のオープンアクセス学術電子ジャーナル育成など、これまでも解決策が議論されてきた。その動きの中で、大学が個別に雑誌購読契約をする代わりに、学術情報を安定的・継続的に提供するための新組織として、大学図書館の連合組織であるJUSTICEを作り、それが学術電子ジャーナルの出版社と契約交渉を行うという考えが生まれてきた。海外の多くの国では、こうした連合体を中心に、国全体で購入費用に対して責任を持つナショナル・サイレント・ライセンスという方法が実施されてきている。そして日本でも、具体的に国公私立大学図書館協力委員会と国立情報学研究所の連携・協力によりJUSTICEが発足して活動を開始している。例えば平成25年度には65社と94回の交渉を重ねて53社と合意するなど、その果たす役割は大きいものがある。

「しかし、JUSTICEが交渉した結果の減額でも、各大学はまだ高く困っている」と、物性グループは価格交渉の対応の限界を説明し、こうした新しい体制はまだ、その設立基盤も弱く、十分に機能を発揮しているとは言えない状況にあると指摘している。

そこで、今回の緊急アピールにおいて、どの機関に所属する研究者も、基幹的に位置づけられる学術電子ジャーナルが提供する学術情報に、平等にアクセスできる環境を整備すること、学問の健全な発展に不可欠であるとし、その実現のために3つの提言を行った。

1 1目は、JUSTICEを基軸として、その機能と権限を飛躍的に強化した、情報インフラストラクチャーの基盤整備を、国際協力にも対応可能な「包括的学術誌コンソーシアム」へと発展させること、ナショナル・サイレント・ライセンスの部分的導入も含めた、新たな情報アクセス体制を確立することとした。

2 2目は、学術電子ジャーナルの安定購入のため、従来の学教予算の枠組みを超えた、新たな財源確保の措置を検討されることとした。例えば、各省が個別に行っている科学技術研究推進のための競争的資金の一部を各省から切り出して、学術電子ジャーナルへの平等アクセス環境整備のための別枠予算を確保することも検討される必要があるとしている。

3 3目は、すでに検討が

また、緊急アピールの内容を物性グループのホームページ(<http://www.peos.aku.ac.jp/bussel/ap.html>)に掲載し、アピールの趣旨に賛同する人の支援を仰いでいる。

よく読まれている中心的な学術電子ジャーナルでさえも、購読契約ができない危機的状况であるという。こうした学術電子ジャーナル高騰問題は、文科省や日本学術会議でも大問題として取り上げられ、日本独自のオープンアクセス学術電子ジャーナル育成など、これまでも解決策が議論されてきた。その動きの中で、大学が個別に雑誌購読契約をする代わりに、学術情報を安定的・継続的に提供するための新組織として、大学図書館の連合組織であるJUSTICEを作り、それが学術電子ジャーナルの出版社と契約交渉を行うという考えが生まれてきた。海外の多くの国では、こうした連合体を中心に、国全体で購入費用に対して責任を持つナショナル・サイレント・ライセンスという方法が実施されてきている。そして日本でも、具体的に国公私立大学図書館協力委員会と国立情報学研究所の連携・協力によりJUSTICEが発足して活動を開始している。例えば平成25年度には65社と94回の交渉を重ねて53社と合意するなど、その果たす役割は大きいものがある。

「しかし、JUSTICEが交渉した結果の減額でも、各大学はまだ高く困っている」と、物性グループは価格交渉の対応の限界を説明し、こうした新しい体制はまだ、その設立基盤も弱く、十分に機能を発揮しているとは言えない状況にあると指摘している。

そこで、今回の緊急アピールにおいて、どの機関に所属する研究者も、基幹的に位置づけられる学術電子ジャーナルが提供する学術情報に、平等にアクセスできる環境を整備すること、学問の健全な発展に不可欠であるとし、その実現のために3つの提言を行った。

1 1目は、JUSTICEを基軸として、その機能と権限を飛躍的に強化した、情報インフラストラクチャーの基盤整備を、国際協力にも対応可能な「包括的学術誌コンソーシアム」へと発展させること、ナショナル・サイレント・ライセンスの部分的導入も含めた、新たな情報アクセス体制を確立することとした。

2 2目は、学術電子ジャーナルの安定購入のため、従来の学教予算の枠組みを超えた、新たな財源確保の措置を検討されることとした。例えば、各省が個別に行っている科学技術研究推進のための競争的資金の一部を各省から切り出して、学術電子ジャーナルへの平等アクセス環境整備のための別枠予算を確保することも検討される必要があるとしている。

3 3目は、すでに検討が